平成２０年５月１６日
新京成電鉄株式会社

新京成電鉄とＪＲ東日本との連絡通学定期券の誤発売について

新京成電鉄（本社：千葉県鎌ケ谷市 社長：片岡遼一）では、当社と東日本旅客鉄道（ＪＲ東日本）との「連絡通学定期券」におけるＪＲ東日本区間の学生区分を誤って発売し、割り引くべき定期運賃を過剰に収受していたことが判明いたしました。

ご利用のお客様にご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げるとともに、詳細について下記のとおりお知らせいたします。

記

１．対象乗車券

当社線区間とＪＲ東日本区間を１枚で発行した「連絡通学定期券」
（当社線単独の定期券や私鉄との連絡定期券を除く）

２．誤発売の原因

当社の通学定期券の学生区分が「小児学生、大人学生」の２区分であるのに対し、ＪＲ東日本は「小学生、中学生、高校生、大学生」の４区分と異なっております。発売を担当する職員の機器の誤操作と発売時のチェックが徹底されていなかったことが原因と考えられます。

３．誤発売の内容

対象のお客様：１人　　誤発売件数：８件　　過収受金：5,040 円
誤発売箇所：北習志野駅　定期券発売所

４．過剰収受判明の経過

同業他社で同様の誤発売があったことから、当社においても定期券購入申込書の保管期限である平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 4 月 22 日までを社内調査したところ､誤発売が判明いたしました。

５．過収受したお客様への対応

当社からお詫びの連絡を行うとともに、過収受金額を平成 20 年 4 月 26 日に返金し、正規の定期乗車券を発行いたしました。

６．再発防止策

（１）定期券購入申込書に学生区分を記入していただくよう書式を変更いたします。
（２）発行した通学定期券をお客様にお渡しする際、券面の記載事項の確認を徹底いたします。
（３）発売所係員に対し、定期乗車券発行機の操作方法を再教育いたします。
（４）ＪＲ東日本との連絡通学定期券の定期券購入申込書を定期券発売所で日々確認する事を徹底いたします。また中学生、高校生の定期券購入申込書を１ヶ月毎に本社で確認しておりますが、今後も引き続き実施すると共に確認を徹底いたします。

７．お客様のお問い合わせ先

新京成電鉄株式会社　鉄道営業部旅客サービス課　　ＴＥＬ　０４７－３８９－１１５１
（月～金曜日　９：００～１７：３０）

以　上